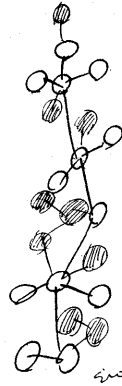


# 「教育課程」と「指導計画」



△ 1 ▽

このごろ、あちこちでよく「カリキュラム」づくりが行なわれている。その時、こんなことがある、というのを、よく耳にするのである。ある領域についての、それに属する内容や活動や材料などを精細に調べて、それを順序だてて配列する——こういうことを多数の人が集まり長時間をかけてやった。しかし、こうして苦労してつくりあげたいわゆる教育課程なり指導計画なりカリキュラムなりが、実際におこなってみようとする、なかなかそのとおりにはやれないのである。指導計画をこれがいいとみんなで作ったのであるから、無理でもそれに従わねばならない、と考える人もあるし、自分たちのつくった教育課程がまちがっていたのではないか、と考

坂元彦太郎

える人もできてくる。むろん、こうしたまじめな人の外に、つきたらつくったきりで、ほったらかす人もあるかも知れない。

このようなことをどう考えたらいいであろうか。この問題を真正面からとりあげて論することもできるのであるが、いま、少しく廻り道をすることにしよう。

まず、私がとりあげたいのは、教育課程とか、指導計画ということばの使い方である。これに類した外の用語もあるが、幼児教育界では、これらのことばの使い方がひじょうにあいまいでまちまちである。人により場合により同意義に使われるかと思うと、そうでないような感じがあることもある。

ところが、新しく行なわれるようになった、小学校以上の学習指導要領では、教育課程と指導計画とが、ことばとしては使いわけ

られている。周知のとおり、現行の幼稚園教育要領では、どういふ場合でも、指導計画一本やりである。いいかえれば、学習指導要領で教育課程と指導計画と区別してあるその両面を、いっしょくたに指導計画とよんでいるわけである。私は、こういう点からおこっている混同や混乱が幼児教育界をまどわしていることが大きい、と思うので、学習指導要領における使い方を説明してみよう。

改正された学校教育法施行規則第二十四条に「小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭で体育の各教科並びに道徳、特別教育活動及び学校行事等によって編成するものとする。」とある。これをうけて、学習指導要領第一章総則第一教育課程の編成の冒頭に、まずこの文句を引用している。そして、その次の段に、こう述べている。

「各学校においては、教育基本法、学校教育法および同法施行規則、小学校学習指導要領、教育委員会等の規則に示すところに従い、地域や学校の実態を考慮し、児童の発達段階や経験に即応して、適切な教育課程を編成するものとする。」

ときに、こうした教育課程の基準になっているもの（たとえば、教科の授業時数の配当表など）を教育課程ということもあるが、この文章がいちばん教育課程の意味をはっきりさせている。すなわち、それぞれの学校で実際にやる教育のなかみやしくみをひっくり返して一つの体系としたものをいっている。

ところが、この第一章総則の第二は、「指導計画作成および指導の一般方針」と題してあって、その第一段に、「学校においては、下記の事項に留意して、各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等について、相互の関連を図り、全体として調和のとれた指導計画を作成するとともに、発展的系統的な指導を行なうことができるようにしなければならない。」とある。いいかえれば、教育課程の味をうまく実施できるために、指導についての計画をわざわざつくるのが、指導計画である、というのである。

このように比べ、さらに、学習指導要領全体の中での使い方を比べてみると、この両者は、むしろ共通の部分を持ちながら、次のような点で使い分けられている。

まず「教育課程」は、教育の味そのものの組織であり総和である。したがって、六年間の全教育にわたっているのであって、ある一学年の全教育の味をいうこともときたまある、という程度である。したがって、これは実施のための計画、というのではない。それと一致することもあるではあるが、将来のための計画とか、現在実施中とか、すでに実施したものだ、ということとは無関係である。その点はどうでもいいのである。

ところが、「指導計画」は、そうした教育課程の中にある内容を実際にこれから実現しようとするときにたてる計画そのものである。たとえば、ある教科のある学年でどう教えるか、ある単元の指

導をどうするか、といったことについてのあらかじめの計画が「指導計画」なのである。

## △ 2 ▽

このようなことばは、それぞれの人が自由に使っている、と私も思う。ただ、小学校の学習指導要領が、よかろうがわるかろうが、このように使いだし、全国にひろまりしみとおった、という事実は否定できない。幼児教育にたずさわる人もこの事実を無視はできないし、少なくとも、幼稚園教育要領が改訂される際は、こうした既成の事実を無視することはできないのである。このことも考えて、この両者の区別を幼児の場合にあてはめて考え、小学校とのちがいについても述べてみようとするのである。

ところで、幼稚園については、学校教育法施行規則に「幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領の基準による」とあって、これ以外には、教育課程ということは公けの文書には全くのっていない。したがって、小学校の場合と同様に解決するより外にないであろう。すなわち、教育課程といえば、幼児が園で経験し生活するなかみ全体の総和なり組織なりをいうわけである。園での保育のなかみの全部を教育課程ということになれば、二年保育なら二年間の保育のなかみの総和をいうことになり、そのうちの一年間のなかみの体系までぐらいなら、教育課程といえはいえるであろう。そして、指導計

画といえば、一月なり一日なり、あるいは一つのまとまった活動を指導するためにたてる計画案をいうわけである。

ここまでは、小学校の場合からの類推でいけるのであるが、ここから先にいくつかの問題がある。

まず、小学校と幼稚園とでは、教育課程の範囲に重大なちがいがあ。小学校では、教科、道徳、特別教育活動、学校行事などという四つの領域を教育課程と考えていて、必ずしも学校における児童の全生活を含んではいない。たとえば、休みの時間のこと、お掃除当番のこと、便所にいくことなどには全く触れていない。ところが、幼稚園で教育課程といえば、これらにあたることも一切含みこんだ、園での生活の全体にかかわるものである。そこから、教育課程のたて方定め方に、両者には大きなちがいができているのである。

したがって、次に、教育課程の「単位」ともいっていいものに、深い差異ができてくる。すなわち、小学校で領域とか教科というものは、いわばそれぞれ独立自存の単位であって、いかなれば、それぞれ別々に考えて中味をくみたてて、それから、機械的に集めれば、全教育課程ができあがるのである。したがって、指導計画も、それぞれの領域とか教科の中だけで自足してたてられるようになっているのである。(実は、小学校でもこういう考え方でいいかどうかは、問題が残っている。)

これに対して、幼稚園の場合は、教育課程はいわば有機的な全生活部面をひくくめるのであるから、いわゆる領域は、小学校の教科や領域とはずいぶんちがったものとなる。ここでの六領域というのは、園での全生活を、それぞれの観点から、分析してどこかに組み入れたものである。園内における活動や教育の内容をそのままに分類したものではなくて、それをいくつかの観点でいろいろな面に分割して、それを整理して位置づけたものである。領域にいれられている一つ一つの項目は、原則として、独立自存のものではなく、分析してでてきたいわば抽象的な面なのである。具体的な活動や内容は、これらがいわば有機的に寄り集ってできあがっているものなのである。

したがって、ここに重要なことがでてくる。幼稚園の場合、領域ごとにつくりあげた組織は、教育課程の一部ではあるが、それがそのまま指導計画にはなっていない。むしろ、領域ごとになてているつもりでいても、実は他の領域に属するようなものをも綜合して具体的な活動をならべたならば、それは指導計画であるか、近いかであるが、ひじょうに厳密にその領域に属する面だけを分析的にならべたものは、教育課程の一部ではあるが、指導計画にとっては、その資料や材料になるのはむしろであるけれども、指導の計画そのものにならないのが普通である。

ここで、いちばんはじめにあげた問題に触れてくる。領域別にた

てた案が、実際におこなうときにはそのまま役にたたないということは、このように考えてくれば当然なことである。したがって、そうした案をむりやりに強行しなければならないと思ったり、領域別にたてさえすれば、園の実際の指導計画ができあがったと思ったりするのは、考えちがいののである。

指導計画は、幼児の全生活についての具体的な計画である。だから、領域別のような抽象的な分析だけではそこまで到着することはできない。もつと総合的に具体的に幼児の活動や、それを通じて達成させるねらいをつかまえて、できるだけ実際に保育を展開していくのに近い姿にならべていかねばなるまい。たとえば、一日の保育を登園から帰宅までの活動を順を追って具体的にかけた案などは、まさしく指導計画である。この場合、領域別に抽象して考えることも、指導計画をたてる際の参考や反省になるのはもちろんであるが、なまの領域を寄せ集めただけでは実際の指導計画にはならない。

いうまでもなく、ことばをどう使うかは自由であるが、こうした点をちゃんと区別できることがのぞましい。また、領域が小学校の領域や教科とちがっている外の点や、実際に指導計画をたてる場合の問題などについては、別の機会を待つことにしたい。

☆

☆

☆